

## 保税蔵置場許可申請書（C-3120）

「所在地」欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であって、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。

「営業用、自家用の別」欄には、自家用の場合はその旨を、また、営業用の場合はその旨を記載する。また、関税法第56条第3項の規定により、保税工場の一部について、保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場合は、「関税法第56条第3項扱い」の旨を記載する。

「蔵置場の構造、棟数及び面積」欄には、建物の場合は、構造、棟数及びその延べ面積により記載し、土地の場合は、土地である旨及びその面積を記載し、水面の場合は、水面である旨及びその面積を記載する。

なお、構造物が、タンク、パイプの場合には、その水平投影面積を記載する。

「蔵置する貨物の種類」欄には、蔵置される貨物を以下の区分により記載する。なお、下記(1)から(3)までに規定する区分の場合には、輸入若しくは輸出又は輸出入の区分も加えて記載する（例えば、輸入一般貨物、輸出危険貨物、輸出入冷凍冷蔵貨物）。

(1) 一般貨物

下記(2)から(5)までに掲げる貨物以外の貨物

(2) 危険貨物

下記イからホまでに掲げる法令の規定により、取扱い、保管等について届出、許可等の手続を要する貨物

イ 消防法（昭和23年法律第186号）

ロ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

ハ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

ニ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）

(3) 冷凍冷蔵貨物

冷凍設備又は冷蔵設備を有する倉庫に蔵置される貨物

(4) 通販貨物

関税法施行令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物

(5) その他特殊貨物

船用品、機用品、仮陸揚貨物及び保税売店において販売する貨物等、一般輸出入通関手続を要しない貨物については、これらの区分により記載する。なお、これらの区分に該当する場合であって、上記(2)及び(3)に該当する場合には、これらの区分に加え括弧書きで上記(2)及び(3)の区分を記載する。

(注) 税関関係手数料令第2条第1項ただし書に規定する関税定率法別表又は関税暫定措置法別表第1の税率が無税（関税定率法第12条の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを蔵置する場合及び関税定率法別表第44.03項から第44.13項までに掲げる木材のみを蔵置する水面の場合については、上記(1)から(5)までの区分に加え括弧書きで貨物の品名を記載する。

<添付書類>

申請書には、関税法基本通達42-8に規定する書類を添付する。  
なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。